

遠隔操作ロボット「アバター」利用モニターの募集 公募要領

1 趣旨

大分県では、昨年から ANA や JAXA とともに、遠隔操作ロボット「アバター」による社会貢献を目指す取組を開始している。様々な種類のアバターがある中で、既に実用化されているものに「移動」と「コミュニケーション」が可能なアバターがあり、県内でも観光や教育分野でテスト利用を行っているが、他の分野での活用可能性をさぐっていく必要がある。

例えば、県内の高齢者のみの世帯数はおよそ 13 万世帯で総世帯数の 30% 近くにまで及んでおり、別居する子どもがその日常生活を心配するケースが増加しているものと推測される。そうした心配をアバターを利用したコミュニケーションにより緩和するとともに、積極的な人的交流による QOL（生活の質）の向上や、単身赴任者や学生など故郷を離れて暮らす人たちと大分の家族の間のコミュニケーションツールとして利用することで、家族の絆を強める効果も期待できる。

大分県と ANA は、NTT ドコモの協力を得て、このようなユースケースを想定し、一定期間、実際にアバターを利用してもらうことにより、その効果を検証するための県民モニターを募集する。

2 事業実施主体

ANA ホールディングス（株）、大分県 協力：（株）NTT ドコモ

3 利用するアバター

Beam 10 台

高さ 134.4 cm 重量 17.7 kg ※サイズの詳細は別紙参照

4 想定する利用ケース

A 離れた場所に住む家族同士でのコミュニケーション

(例1) 大分に住む高齢者と大都市圏などに住む家族のコミュニケーション

… 大分の高齢者宅にアバターを配置し、離れて暮らす子どもの家族等が自分のパソコンでアバターを操作する

(例2) 大分県外に住む単身赴任者や学生と、大分に住む家族のコミュニケーション

… 大分のマイホーム（実家）にアバターを配置し、県外の単身赴任者（又は学生）が自分のパソコンでアバターを操作する

B 県内の福祉施設等に入居する高齢者等とその家族や施設職員とのコミュニケーション

… 福祉施設の部屋にアバターを配置し、その家族が自宅からパソコンでアバターを操作する（あるいは施設の職員が事務室のパソコンから操作する）

C その他応募者が提案する利用ケース

5 参加条件

アバターのモニター利用に応募する者は、以下の条件を満たすこと。

- ① 4のいずれかの利用ケースを想定すること
- ② ロボット配置場所が大分県内であること
- ③ アバターの稼働に必要な通信環境を用意できること

ロボット配置側：

(i) スマホアプリ「ドコモスピードテスト」でダウンロード、アップロードともに3Mbps以上の速度を確保できること

※「ドコモスピードテスト」は以下のWEBサイトから無償ダウンロード可能
https://www.nttdocomo.co.jp/area/speed_test/

※室内での無線通信が可能なWi-Fiルーターが必要になるが、保有していない場合は期間中の無償貸出しも可能。ただし、貸出し台数に限りがあるので、貸出しは先着順とする。

操作側：

(i) インターネットに接続可能なパソコンを保有していること

- ④ 大分県、ANAからの取材、各種メディア、WEB上の広報に対し協力できること
- ⑤ 期間終了後に所定の報告書を提出できること
- ⑥ ロボット操作場所とロボット配置場所が別の場所になる場合は、ロボット操作者とコミュニケーションの相手方が双方同意のうえ、連名で参加すること
- ⑦ 8に記載するアバター利用上の注意事項について了解していること

6 募集期間及び利用期間

モニター募集期間 令和元年5月17日(金)～6月7日(金)

アバター利用期間 令和元年7月1日(月)～7月31日(水)

7 応募方法及び決定方法

- ・「移動・コミュニケーションアバターモニター利用申請書」(様式1)をE-mail又はFAXにて以下に提出すること

大分県商工観光労働部情報政策課 IT戦略推進班(担当:阿部、高倉)

FAX 097-506-1728

E-mail a14150@pref.oita.lg.jp

- ・応募の順に通信環境や5に掲げる参加条件の確認等を行い、募集締め切り後、4に掲げる利用ケースのバランスを考慮の上、県にてモニターを決定する。

8 アバター利用上の注意事項

- ・アバターの配置場所は室内に限ること
- ・その他、利用の期間におけるアバターに係る電気使用量等については、利用者の負担とする。

- ・周辺の無線通信の混雑の状況により、正常な映像や音声の受信ができなくなる場合がある。
- ・利用中の映像データ、音声データの記録は行わない。ただし、利用中のデータ通信量に関するデータについては、実用化に向けた検討において利用する。
- ・故意又は重過失による操作ミス等で、第三者が身体障害を被った場合や、第三者の財物損壊が発生した場合の損害については、操作者の責任となる（第三者には離れて暮らす親なども含まれる）。

9 その他

- ・アバターの輸送は ANA と大分県が行う。
- ・利用期間中の問合せ窓口は以下とする。

大分県商工観光労働部情報政策課 IT 戦略推進班（担当：阿部、高倉）

TEL 097-506-2063

E-mail a14150@pref.oita.lg.jp

(別紙)



beam®

